

沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書Ⅱ

～ 廃案となった琉球政府「証券取引及び企業会計に関する立法案」～

小 谷 融

目次

1. 沖縄県公文書館所蔵琉球政府文書（第74巻第3号）
2. 琉球政府金融検査庁の変遷
3. 廃案となった琉球政府「証券取引及び企業会計に関する立法案」（第74巻第4号）
4. 琉球政府「証券取引法」の変遷
5. 琉球政府「公認会計士法」の変遷

3. 廃案となった琉球政府「証券取引及び企業会計に関する立法案」

琉球政府は1957年12月13日、本土の昭和23（1948）年法律第25号「証券取引法を改正する法律」（以下、「昭和23年証券取引法」という。）および昭和23（1948）年法律第103号「公認会計士法」（以下、「昭和23年公認会計士法」という。）をモデルに、立法第111号「証券取引法」および立法第110号「公認会計士法」を公布した。琉球政府におけるこれら二法の立法過程をみると、琉球政府内政局理財課は、当初から「証券取引法案」と「公認会計士法案」を行政主席に立法勧告依頼したのではなく、「証券取引及び企業会計に関する立法案」として立法勧告依頼していた。しかし、琉球列島米国民政府の指示により、「証券取引及び企業会計に関する立法案」を「証券取引法案」と「公認会計士法案」とに区分して立法することとなった。

本土の昭和23年証券取引法および昭和23年公認会計士法とも、その立法過程において、連合軍最高司令官総司令部（SCAP: Supreme Commander of the Allied Powers, GHQ: General Headquarters, 以下、「GHQ」という。）との調整が行われている。米国民政府が琉球政府に対して立法案を二つに区分することを指示したのは、GHQに付度してのことであろう。このことは容易に推察することができる。では何故、そのような状況下において、内政局理財課が二つの法律を一つにした「証券取引及び企業会計に関する立法案」を行政主席に立法勧告依頼したのだろうか。

（1）琉球政府立法成立過程

最初に琉球政府における立法成立過程を確認しておく¹⁾。琉球政府における立法は、議員が発議するものと行政主席または高等裁判所首席判事が立法勧告するものがあつた。一

一般的には行政主席が立法勧告を行う立法だ。証券取引法や公認会計士法、銀行法等はこれに該当する。行政主席による立法勧告に関する立法成立過程は次のようになっていた²⁾。

- ① 主管局が行政主席に対して立法勧告を依頼
- ② 行政主席が立法院議長に対して立法勧告
 - a. 立法院議長は、その内容に従って適当な委員会に付託する。
 - b. 委員会は、立法の必要性を審議し、必要と認める場合は立法案を発議する。
 - c. 第一読会において、発議の趣旨説明後に質疑を行い、法案の審議が委員会に付託される。
 - d. 委員会では、立法案を審査し、議長に委員会報告書を提出する。
 - e. 第二読会において、法案の趣旨説明後に質疑応答を行なう。
 - f. 第三読会において、修正案の討論等を行い議決する。
- ③ 立法院議長が行政主席に対して議決された立法案を送付
- ④ 議決された立法案に対して行政主席が主管局と法務局に異議の有無を照会
- ⑤ それに対する主管局と法務局からの回答
- ⑥ 行政主席の署名公布

ただし、この立法過程において、立法院に提出される法案はすべて米国民政府の承認を得る必要があった。具体的には、前述の①「主管局が行政主席に対して立法勧告を依頼」の段階において、法案は琉球政府の所管部局が作成し、米国民政府による立法許可を得ること（米国民政府事前調整）、また、⑥「行政主席の署名公布」の前の段階で米国民政府の許可を得ること（米国民政府事後調整）が求められた。このような琉球政府と米国民政府との立法案の事前・事後調整は、1951年米国民政府訓令第30号「臨時中央政府の立法手続」を根拠としている。同訓令の第7項Aに事前調整が、第7項Bに事後調整が規定されていた³⁾。

内政局理財課が策定した「証券取引及び企業会計に関する立法案」は、前述①の段階で米国民政府から指示があり、この立法案を「証券取引法案」と「公認会計士法案」とに区分して立法することとなる。

(2) 証券取引及び企業会計に関する立法案

最初に証券業統制法案が問題となったのは、1953年5月に金一証券から琉球政府に有価証券業の免許申請がなされたときである。このとき、米国民政府は琉球政府に対して、「証券業統制法案を作成し、立法院へ提出し立法するように」との勧告を行っている⁴⁾。しかし、琉球政府はその勧告を先延ばしにした⁵⁾。

1) 小谷融 [2022] 9頁～10頁。

2) 琉球政府立法院事務局編 [1969] 4頁～8頁、小野百合子 [2020] 14頁。

3) 豊見山和美 [2011] 6頁。

4) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 111頁。

5) 詳細は小谷融 [2022] 第6章第1節「戦後最初の証券業者は金一証券」を参照されたい。

1956年になると、米国民政府モアー民生副長官から「琉球において最近勃興しつつある企業について一部事業家のみが設立発起人となり、その人たちのみが株主となっている。その結果、それら一部の事業家のみが琉球銀行や琉球復興金融基金の資金を利用するということになり、望ましいことではない。もっと株主の大衆化を図るべきではないか」との旨の談話が公表され⁶⁾、ここから証券業統制法案の検討が始まった。翌1957年には、米国民政府から琉球政府に、諸企業の勃興や経済の拡大発展に伴い、有価証券の発行も年を逐って増大してきたので、証券取引および企業会計に関する法律を立法勧告すべきとの意見が提起されている⁷⁾。米国民政府の提言する立法は、「証券取引及び企業会計に関する立法」であったのか、それとも本土と同様に「証券取引法」と「公認会計士法」であったのであろうか。それを知ることのできる資料を探し出すことはできなかった。言えることは、琉球政府がその提言を二つの立法を一つにした「証券取引及び企業会計に関する立法」であると理解したということだ。

提言を受けて、琉球政府は、本土の昭和23年証券取引法および昭和23年公認会計士法をモデルとして二法を一つにした「証券取引及び企業会計に関する立法案」の立法手続きに入る。内政局理財課は1957年5月29日、米国民政府による立法許可を得るための事前調整として、「Bill for Securities and Exchange and Business Accounting（証券取引及び企業会計に関する立法案）」を提出する⁸⁾。立法勧告理由は、「①諸企業の勃興や拡大発展に伴い有価証券の発行も年を逐って増大してきたので、ここに証券の発行および売買その他の取引を公正にし、投資者保護と有価証券流通の円滑化に資する。②企業の健全育成の意味から企業の合理化、課税の公正化、産業金融の適正化および証券投資の民主化の解決を促進するためには企業会計制度の改善統一を図ることが必要である」であった。その立法案の概要は次のとおり。

- ① この立法は、有価証券の流通を円滑にならしめるとともに投資者の保護に資するため有価証券の発行および売買その他の取引の公正化および企業会計制度の確立を図ることを目的とする。
- ② この立法または政府の定める有価証券の発行は、政府に届出または通知書を提出し、届出または通知の効力の発生しているもののみ募集または売出ができる。
資本金1千万円以上の株式会社 届出
資本金30万円を超える株式会社で上記以外もの 通知
- ③ 前述②に規定する会社は、有価証券報告書（営業報告書を含む）を每期作成してその事業年度経過後3ヵ月以内に政府に提出しなければならない。
- ④ 政府は、前述②③の有価証券届出書および有価証券報告書を備え公衆の縦覧に供し、

6) 1957年9月24日第10回議会（定例）琉球立法院會議録第39号 儀問文彰議員発言 琉球政府公報号外 1958年3月18日47頁。

7) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 111頁。

8) 沖繩県公文書館所蔵資料『立法勧告書類1956年～1957年』（資料コード0000032764）「Bill for Securities and Exchange and Business Accounting」。

投資者保護に資する。

- ⑤ 政府は、有価証券届出書および有価証券報告書（企業会計準則等）の様式を企業会計審議会の議を経て定める。
- ⑥ 証券業は株式会社のみが行うこととし、証券業者は登録制度によって設立させる。
- ⑦ 登録制度であるので欠格条項を設け、投資者保護に必要な条件を備えるものについて受け付ける。
- ⑧ 投資者保護の立場から証券業者の負債対資本の割合は資本の20倍を限度とする。
- ⑨ 有価証券の取引について争いがある場合は政府が仲介の労をとる。
- ⑩ 有価証券の発行および売出しその他の取引、企業会計および公認会計士試験等について必要な事項は企業会計審議会を設けて、これを調査審議させる。
- ⑪ 資本金1千万円以上の会社は、公認会計士による監査を每期受けなければならない。ただし、金融機関はこの限りでない。
- ⑫ 前述⑪の公認会計士は、他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の監査または証明をすることを業とする。
- ⑬ 前述⑫に規定する公認会計士は試験制によって資格を与えることとし、試験は次の3次試験を行う。

第一次試験：一般的学力（大学卒業程度の学力）有するか否か。

第二次試験：会計学、経営学、経済学および商法について会計事務の専門的学識を有するか否か。

第三次試験：財務監査、分析、税等について公認会計士たる高等の専門的応用能力有するか否か。

- ⑭ 公認会計士試験は企業会計審議会がこれを行い、公認会計士は登録制度により事業を行わせる。
- ⑮ 第二次試験合格者は会計士補となることができ、登録することによって公認会計士を補助しまたは他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の調整、立案または財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、監査または証明はできない。
- ⑯ 公認会計士ができるまでは、株式会社は監査義務を負わないものとする（公布日から4年を経過した日）。

沖縄県公文書館所蔵資料「Bill for Securities and Exchange and Business Accounting（証券取引及び企業会計に関する立法案）」には、邦文の条文は抜け落ち、英文のみが保存されている。英文による章立ては次のとおり。

Bill for Securities and Exchange and Business Accounting

Chapter 1. General Provisions Article 1~2

Chapter 2. Filing of a Registration Statements with respect to Issuance or Securities by Public offering Article 3~23

Chapter 3. Securities Dealers Article 24~77

Chapter 4. Mediation of conflict Article 78~

Chapter 5. 資料から欠如

Chapter 6. General Provisions Article 88～125

Chapter 7. Business Accounting advisory council Article 126～133

Chapter 8. Penal Provisions Article 134～163

前述の1957年5月29日の事前照会に対する米国民政府高等弁務官から琉球政府行政主席宛での回答書は、沖縄県公文書館において探し出すことができなかった。しかし、内政局理財課が1957年7月12日に行政主席に対して、証券取引法案を米国民政府と事前調整を始めるにあたっての許可を得る決裁文書において、「証券取引及び企業会計に関する立法案については、米国民政府の指示により区分して立法することとし、……」との説明がなされている⁹⁾。これにより、米国民政府高等弁務官から琉球政府行政主席宛てに、「証券取引及び企業会計に関する立法案」を「証券取引法案」と「公認会計士法案」に区分して立法することを指示したことは明らかだ。しかし、なぜ内政局理財課が二つの法律を一つにした「証券取引及び企業会計に関する立法案」を行政主席に立法勧告依頼したのかを知り得る資料には巡り会えなかった。

(3) 本土の証券取引法

琉球政府の「証券取引及び企業会計に関する立法案」がモデルとした本土の昭和23年証券取引法および昭和23年公認会計士法の立法過程を確認し、それぞれが別の法律として制定された背景をみていく。

日本政府は、昭和20（1945）年8月10日に営業を停止した証券取引所の立会を再開するために、戦時中の統制立法である昭和18（1943）年法律第44号「日本証券取引所法」を廃止したうえで、明治26（1893）年法律第5号「取引所法」を修正し、会員組織の証券取引所を新設する新たな証券法を検討していた。しかし、この証券法案では、GHQから証券取引所再開の許可を得ることができなかった。当時の米国では、1929年から始まった大恐慌後のニューディール政策の時期に制定された1933年証券法および1934年証券取引所法において、証券市場の公正性確保と投資者保護を図っていた。前者の証券法は発行開示制度を、後者の証券取引所法は継続開示制度、証券取引所および証券業者の規制を導入したものである¹⁰⁾。

このため、従前の昭和18（1943）年法律第44号「日本証券取引所法」、昭和13（1938）年法律第32号「有価証券業取締法」、昭和13（1938）年法律第54号「有価証券引受業法」および大正7（1918）年法律第29号「有価証券割賦販売業法」等を包括した証券取引の規制に関するまったく新しい法律を米国の1933年証券法および1934年証券取引所法を参酌して制定した¹¹⁾。これが1947年3月28日に公布された昭和22年法律第22号「証券取引法」であ

9) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法勧告書類1956年～1957年』（資料コード0000032764）「決裁1957年7月12日行政主席官房 証券取引法について」。

10) 吉田晴二 [1978] 207頁。

11) 神崎克郎・志谷匡史・川口恭弘 [2006] 39頁、吉田晴二 [1978] 207頁。

る。証券取引所を再開するため、早期に証券取引法の制定が必要であった。

しかし、同法は、GHQの意向もあり¹²⁾、わが国経済を民主化することへの要請に応えることができているとして、同年8月に同法中証券取引委員会に関する規定のみ施行された。その他の大部分の規定は施行をみないまま、全面的に再検討が加えられることとなった¹³⁾。それを踏まえ、1948年4月13日に昭和23年証券取引法が公布された。形式的には、昭和22年法律第22号「証券取引法」の改正であったが、改正が全般的にわたっていることから、実質的には新しい法律といえる。

(4) 本土の公認会計士法

昭和22(1947)年法律第22号「証券取引法」が公布された当時、わが国における職業会計人制度として、昭和2(1927)年法律第31号「計理士法」に基づく計理士制度があった。計理士の業務は、会計に関する検査、調査、鑑定、証明、計算、整理または立案等とされている。しかし、①計理士の業務内容、②計理士試験、③計理士会等のことが問題とされるようになり、大蔵省において昭和21(1946)年頃から計理士法見直しの検討が始まった¹⁴⁾。その後、大蔵省は昭和23(1948)年1月、計理士制度調査委員会を設置し、計理士制度に代わる新たな資格として公認会計士制度を規定する公認会計士法案を作成している¹⁵⁾。同年7月6日には、厳格な試験制度と公認会計士の義務責任等を規定した昭和23年公認会計士法が公布された。公認会計士法によって、計理士に代わる監査と会計の職業的専門家として公認会計士の資格が制度的に位置づけられるようになった¹⁶⁾。

昭和23年証券取引法では、証券取引委員会は、この法律により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類が計理士の監査証明を受けたものでなければならぬ旨を証券取引委員会規則で定めることができるとされていた(昭和23年法第193条)。ここでは、「計理士」と規定されていたものの、前述のとおり大蔵省の計理士制度調査委員会において検討が行われていたように、必ずしも当時の計理士が予定されていたものではなく、より高度な資質と社会的信頼を基礎とする、新たな職業専門家による監査証明を義務付けるという考え方があった¹⁷⁾。このような背景のもと、昭和23年公認会計士法附則

12) 証券取引法制定にあたってのGHQとの折衝状況は、日本証券経済研究所 [1985] 第5章を参照されたい。

13) 一度、GHQの正式の承認を得て、議会を通過した法律がなぜ施行に至らなかったのか。背景にあるのは、この法律制定直後から米国の対日政策が変わり、それに伴って証券取引法に対するGHQの関心が強まったことである。昭和22(1947)年になると米国の対日積極援助が始まり、民間貿易も再開されるなど日本の経済復興を優先する方針に切り替えられた。GHQにおいても、企業の再建整備に要する資金調達を効率的にするため、証券取引法を改定する必要性を感じるようになった(吉田晴二 [1978] 208頁)。

14) 羽柴忠雄 [1956] 47頁～48頁。

15) 大蔵省証券局年報編集委員会編 [1965] 241頁。

16) 計理士法の見直しから公認会計士法公布までの間に行われたGHQとの調整については、日本公認会計士協会25年史編さん委員会編 [1975a] 第1編第2章を参照されたい。

第68条において、昭和23年証券取引法193条中の「計理士」を「公認会計士」に改めている。その後、昭和25（1950）年3月29日法律第31号「証券取引法の一部を改正する法律」において、昭和23年公認会計士法附則第68条の規定を待つまでもなく直接証券取引法において、同法の規定により提出する財務諸表は公認会計士の監査証明を受けなければならないとされた（昭和25年証券取引法第193条の2）。

証券取引法上の監査を担う者について、計理士法改正案の検討から出発し、結果的に公認会計士制度という新しい制度ができた。公認会計士制度は計理士の既得権を奪うものであることから、その既得権に対する救済措置のため、その後、公認会計士法の改正が度々行われ¹⁸⁾、計理士を救済するための特別公認会計士試験等が実施されてきた。このように計理士法改正案から始まった公認会計士法は、証券取引法とは別に検討する必要があった。

また、公認会計士法は、資格法と監査法としての性格を併せもっているといわれている¹⁹⁾。当初、監査法としての対象は、証券取引法に基づく財務諸表監査であった。その後、監査に対する経済的・社会的な要請に応じて、昭和49（1974）年4月2日法律第22号「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく会計監査人監査や他の法律において監査が求められるようになってきた。これらの監査において、公認会計士法はそれぞれの監査を求めている個々の法律とともに監査法としての規範を有するものである。結果的にも、公認会計士法を証券取引法とは別に制定したことが正解であった。

4. 琉球政府「証券取引法」の変遷

琉球政府の1957年立法第111号「証券取引法」は、本土の昭和23年証券取引法をモデルに策定されたものである。したがって、沖縄と本土の証券取引法の法体系および条文の内容は、ほぼ一致したものとなっている。しかし、ディスクロージャー制度に関する有価証券届出書・有価証券報告書の提出基準は本土よりも広がっており、そこには米国民政府の「沖縄企業の株式の大衆化を図る」との政策意図が感じられる。1957年立法第111号「証券取引法」の概要とその後の改正状況をみていく。

(1) 琉球政府1957年立法第111号「証券取引法」

琉球政府内政局理財課は、米国民政府の指示に従い「証券取引及び企業会計に関する立法案」を「証券取引法案」と「公認会計士法案」とに区分し、1957年7月12日に米国民政府と当該証券取引法案の事前調整を始めた²⁰⁾。米国民政府は同月15日、HCRI-E&F 010・9

17) 羽藤秀雄 [2004] 7頁。

18) 昭和23年12月28日法律第275号「公認会計士法の一部を改正する法律」、昭和24年3月31日法律第22号「同」、昭和24年5月30日法律第119号「同」、昭和24年6月10日法律第209号「同」、昭和25年4月1日法律第94号「同」、昭和26年3月29日法律第51号「同」、昭和28年7月24日法律第82号「同」、昭和29年6月11日法律第175号「同」、昭和39年6月30日法律第123号「公認会計士特例試験等に関する法律」。

19) 羽藤秀雄 [2004] 67頁。

「Securities and Exchange Bill」において、証券取引法案を立法院に提出することに異議はない旨の回答を行っている。これを受けて、琉球政府行政主席は1957年7月16日、立法院議長に対して証券取引法の立法勧告を行った²¹⁾。立法勧告理由は、「諸企業の勃興や拡大発展に伴い有価証券の発行も年を逐って増大してきたので、ここに証券の発行及び売買その他の取引を公正にし、投資者保護と有価証券流通の円滑化に資する」となっている。この立法勧告理由は、前述の「証券取引及び企業会計に関する立法案」の前段と同様だ。その後、立法院本会議での議決を経て²²⁾、1957年12月13日に立法第111号「証券取引法」(以下、「1957年証券取引法」という。)が公布された²³⁾。その概要を「証券取引及び企業会計に関する立法案」および本土の昭和23年証券取引法と比較しながらみていく。

- ① この立法は、住民経済の適切な運営および投資者の保護に資するため、有価証券の発行および売買その他の取引を公正ならしめ、かつ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的とする(第1条)。

立法目的は、当然のこととして証券取引に関することに限定されている。また、本土の昭和23年証券取引法とまったく同じ規定ぶりだ。違いは、沖縄は住民経済、本土は国民経済。

- ② 500万円を超える有価証券の募集は、発行者がその有価証券に関し行政主席に届け出て、かつ、その届出の効力が生じているものでなければ、これを行うことができない(第4条第1項)。

当時本土法における募集の届出基準は5,000万円超であった。琉球政府において、本土法に準じた立法措置を行う場合の金額基準はその3分の1程度とされていた。これは、本土における円とドルの為替レートが1ドル360円であったのに対し、沖縄におけるB円とドルの為替レートが1ドル120B円であったことによる²⁴⁾。すなわち、360円=120B円(3円=1B円)となる。琉球政府も届出基準をこのレートに準じて3分の1程度(5,000万円×1/3=1,700万B円)の金額で検討していたが、米国民政府との折衝の過程において500万円に引下げられた²⁵⁾。その背景には、米国民政府の

20) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法勧告書類1956年～1957年』(資料コード0000032764)「12. JUL. 1957 GRI-IA (FM) 208 Securities and Exchange Bill」。

21) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1957年5』(資料コードR00000927B)「立法案第117号証券取引法の署名及び公布について」。

22) 証券取引法の立法過程については、小谷融 [2022] 10頁～13頁を参照されたい。

23) 1957年証券取引法の施行に伴い、1958年規則第4号「有価証券の募集又は売出の届出等に関する規則」、1958年規則第28号「証券取引審議会規則」、1958年規則第31号「証券取引法の証券業者等に関する規則」、1959年規則第82号「財務諸表の監査証明に関する規則」、1959年規則第83号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の諸規則が公布・施行されている。これらも証券取引法と同様に本土のそれぞれの規則をモデルにしたもの。

24) 本土の経済復興には工業品の輸出が必要であった。そのためにドルとの為替は円安に設定された。一方、沖縄は基地経済により労働者の多くは米軍に雇用され、食糧をはじめ日用品は輸入に頼ることとなる。そのためには円高が望ましかった。

「沖縄企業の株式の大衆化を図る」との政策意図があった。

30万円を超え、500万円未満の募集は、発行者がその有価証券に関し行政主席に通知書を提出しなければならない（第4条第3項）。

- ③ 前述②の法第4条第1項の規定による届出がその効力を生じた有価証券の発行者は、有価証券報告書を毎事業年度経過後3ヵ月以内に行政主席に提出しなければならない（第20条第1項）。これとは別に、この立法の施行の際現に存する会社で資本金が500万円を超える者は、この立法施行後最初に終了する事業年度以降の毎事業年度について、有価証券報告書を作成し、毎事業年度経過後3ヵ月以内に行政主席に提出しなければならない（附則第2項）。

本土法において、有価証券報告書を提出しなければならない者は、届出がその効力を生じた有価証券の発行者および証券取引所に上場している有価証券の発行者とされている。しかし、沖縄においては証券取引所が設立されていなかったことから、有価証券報告書提出義務者の範囲は前述のような規定となった。

- ④ 有価証券届出書および有価証券報告書は、内政局に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない（第21条）。
- ⑤ 有価証券届出書および有価証券報告書の様式は1958年2月1日規則第4号「有価証券の募集又は売上の届出に関する規則」において、また、有価証券届出書等の記載事項である財務諸表の作成方法は1959年6月27日規則第83号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」で定められている。

これも本土法に準じたものであり、前述の「証券取引及び企業会計に関する立法案」の規定ぶりとは全く異なる。

- ⑥ 証券業は、内政局に備える証券業者登録原簿に登録された株式会社でなければ、これを営んではならない（第24条第1項）。
- ⑦ 行政主席は、証券業の登録申請者が欠格条項に該当するときは、その登録を拒否しなければならない（第28条第1項）。
- ⑧ 証券業者の負債総額のその営業用純資産に対する比率は、行政主席が公益または投資者保護のため必要かつ適当であると認めて20倍の限度内において規則²⁵⁾で定める率を超えてはならない（第31条第1項）。

このほかに投資者保護の観点から証券業者の登録を受けた者は営業保証金を供託しなければならない（第26条第2項）。この営業保証金は、沖縄法（第38条）および本土法とも、本店については10万円、支店その他の営業所については営業所ごとに5万円と同じ金額になっている。琉球政府が本土の3分の1基準ではなく同じ金額にしたのは、沖縄においてはまだ証券業が確立していないことから一般大衆（投資者）を保護するために業者の資力を充実させる必要があったからだ²⁷⁾。

25) 1957年9月24日第10回議會（定例）琉球立法會議録第39号「証券取引法案」會議録 宮城寛雄内政委員会委員長説明 琉球政府1958年3月18日公報号外46頁。

26) 1958年6月10日規則第31号「証券取引法の証券業者等に関する規則」第9条。

⑨ 証券業者のなす有価証券の売買その他の取引につき争いがある場合においては、当事者は、その争いの解決を図るため、行政主席に申立て、仲介を求めることができる(第66条)。

⑩ 有価証券の発行および売買その他の取引に関する重要事項に関し調査審議させるため、行政主席の所轄のもとに証券取引審議会を置く(第74条)。

本土では、企業会計審議会²⁸⁾が昭和27(1952)年7月31日法律第269号「大蔵省設置法の一部を改正する法律」により大蔵省の付属機関として設置されていた。同審議会は、企業会計の基準の設定および原価計算の統一、その他企業会計制度の整備改善に関し、大蔵大臣の諮問に応じて調査審議し、または大蔵大臣に対して必要な勧告および報告を行なうことを目的としている。一方、沖縄では企業会計審議会が設置されなかったことから、証券取引審議会が企業会計審議会の役割も担っていた²⁹⁾。

⑪ 有価証券届出書および有価証券報告書の財務書類については、会社と特別の利害関係のない公認会計士の監査証明を受けなければならない(第91条)。

前述のほか沖縄法と本土法との大きな違いは、沖縄法には、本土法の「第4章 証券業協会」、「第5章 証券取引所」および「第5章の2 証券金融会社」に相当する章がないことである。第5章証券取引所に相当する章がないのは、沖縄に証券取引所が設立されていなかったからだ。第4章の証券業協会とは、証券業者が有価証券の公正な売買取引と投資者保護に資する目的で組織した団体で、証券取引法の規定に基づいて大蔵省の証券業協会登録原簿に登録された者をいう。当時、日本証券業協会連合会(現：日本証券業協会)が登録されていた。同連合会の目的は、会員間の連絡を密にし、証券取引法その他の法令、規則を遵守することを強化促進し、会員に所属する証券業者の有価証券の売買その他の取引を公正にならしめ、かつ、投資者保護に資するため、取引公正の原則を促進することである³⁰⁾。また、第5章の2証券金融会社とは、信用取引制度の決済のために、証券会社や個人投資家に必要な株式や資金を貸し付ける貸借取引を主要業務とする会社をいう。昭和30(1955)年8月1日法律第120号「証券取引法の一部を改正する法律」において、証券金融会社は大蔵大臣の免許を要することとされた。これら証券業協会および証券金融会社は、証券市場の規模の小さい沖縄において、設置する必要がないものである。したがって、沖縄法において、これらに相当する章はなかった³¹⁾。

27) 1957年9月24日第10回議會(定例)琉球立法會議録第39号「証券取引法案」會議録 宮城寛雄内政委員会委員長説明 琉球政府1958年3月18日公報号外46頁。

28) 経済安定本部に昭和23(1948)年5月14日企業会計制度対策調査会が設置され、その後昭和25(1950)年5月10日法律第161号「経済安定本部設置法の一部を改正する法律」において企業会計基準審議会と改められ、さらに昭和27(1952)年7月31日法律第269号「大蔵省設置法の一部を改正する法律」によって企業会計審議会に改組改称された。

29) 小谷融 [2022] 23頁～24頁。

30) 大蔵省理財局証券年報編集委員会編 [1963] 322頁。

31) 小谷融 [2022] 22頁～23頁。

(2) 琉球政府1959年立法第167号「証券取引法の一部を改正する立法」

1957年証券取引法が公布された当時は、1948年6月26日に公布された米国軍政本部特別布告第29号「通貨の交換と新通貨発行」、いわゆる第4次法定通貨の変更により、B型円軍票が琉球列島における唯一の法定通貨であった。証券取引法に定める諸々の金額基準は、このB円によるものである。

その後、1958年9月1日に高等弁務官布令第14号「通貨」が公布され、次のような変更があった。いわゆる第5次法定通貨の変更だ。

- ① 1958年9月20日以降、琉球列島における法定通貨は米ドルとする。
- ② B円で表示されたすべての債務、税金、関税、罰金、判決および金銭的義務は、120B円対1ドルの比率で米国ドルに換算する。換算の結果、60銭以上の端数が生じた場合には1セントに切り上げ、60銭未満の場合には切り捨てる。
- ③ すべての法律、布告、布令および指令は、前述②の通貨換算にしたがって改正されたものとみなす。

この布令を受けて、琉球政府行政主席は1959年5月11日、立法院議長に対して証券取引法の一部を改正する立法勧告を行った³²⁾。その立法勧告理由は、「①通貨交換により金額の表示をすべてドル額の表示に改めると共に、第4条に規定する有価証券の募集又は売出の券面額の総額も他の立法による資本金の増額に準じた端数を整理したい。②附則第2項(1957年立法第111号)の規定によると、合資会社も有価証券報告書を提出するようになっているが、提出の必要を認めないので、提出義務を免除する措置を講じたい」となっている。その後、立法院本会議での議決を経て、1959年8月28日に立法第167号³³⁾「証券取引法の一部を改正する立法」が公布された。同法において、有価証券届出書の届出基準や罰則の罰金額の改正が次のとおり行われている。罰金額は布告の前述②に従っているが、届出基準等は立法勧告にあるとおり他の立法による資本金の増額に準じて端数を整理した100B円対1ドルの比率で改正された³⁴⁾。

- ① 有価証券届出書の届出基準(改正前：500万円 改正後5万ドル)
- ② 本店の営業保証金(改正前：10万円 改正後1千ドル)
- ③ 風説の流布・偽計の罰金(改正前10万円 改正後830ドル)
- ④ 有価証券届出書の虚偽記載(改正前2万円 改正後170ドル)
- ⑤ 附則第2項による有価証券報告書提出会社の資本金(改正前500万円 改正後5万ドル)

この改正において、附則第2項による有価証券報告書提出義務者の資本金を500万円から5万ドルにする必要はなかったと思われる。この1957年証券取引法附則第2項は、「こ

32) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1959年3』(資料コードR00000912B)「立法案第159号証券取引法の一部を改正する立法の署名及び公布について」。

33) 立法番号が1959年8月28日公報第69号では「立法第168号」とされていたが、1959年12月1日公報第96号において「立法第167号」に訂正されている。留意されたい。

34) 小谷融 [2022] 24頁～25頁。

の立法の施行の際現に存する会社で資本金が500万円を超えるものは、この立法施行後最初に終了する事業年度以降の毎事業年度について、有価証券報告書を作成し、毎事業年度経過後3ヵ月以内に行政主席に提出しなければならない」とするものだ。すなわち、有価証券報告書提出義務者は立法施行日の1958年1月1日現在で資本金が500万円を超えるものに限定されている。したがって、この附則第2項は1958年高等弁務官布令第14号「通貨」の影響を受けない条文であった。なお、立法勧告理由②の合資会社を削除することについては、附則第2項を「資本金500万円を超えるもの」を「資本金5万ドルを超える株式会社」と改正することによって合資会社を対象外としている。

(3) 証券業者に対する公認会計士監査導入案

琉球政府金融検査部外間完和部長は1964年3月10日、内務局長に「証券業者に対する公認会計士監査導入」を主旨とする「証券取引法の一部を改正する立法案」の送付を依頼した。それを受け、行政主席は同日、立法院議長に対して「証券取引法の一部を改正する立法」の立法勧告をしている。立法勧告理由は、「証券業者は産業資金の調達に大きな役割を果たす者であり、その運営及び財産経理の状況を適正ならしめるため、公認会計士監査を年一回受けるようにし、以って有価証券の売買、媒介、取引等の取引を公正ならしめて、投資者の保護を図る」とのことであった³⁵⁾。主な改正事項は次のとおり。

- ① 証券業者は、その業務、財産の状況および帳簿書類につき、年1回公認会計士の監査を受けなければならない。
- ② 公認会計士は、その監査につき、監査報告書を作成し行政主席および証券業者に提出しなければならない。

この改正立法案は審査未了として処理された。本件立法勧告の本当の理由は、次のことを考慮した外間完和金融検査部長の強い意向があった³⁶⁾。

- ① 地場証券会社は、資本金が小さいので証券取引法による公認会計士監査の対象から除かれている。
- ② 1961年高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」が対象としている公認会計士監査には、証券会社が含まれていない。
- ③ 保険会社にも1963年年8月20日立法第97号「保険業法の一部を改正する立法」において公認会計士監査が求められるようになった。

客観的にみれば、沖縄の地場証券は規模が小さく立法勧告理由に挙げられているようなことは、1957年証券取引法第53条に定める証券業者に対する「報告又は資料の提出命令及び検査」において十分に対応できるものだ。また、琉球生命保険をはじめとする保険会社に比べ、地場証券会社は規模も小さいことから社会に与える影響は小さい。多大な業績を残された外間金融検査部長にとって唯一の勇み足であった。

35) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法勧告に関する書類1964年』(資料コード R00000868B)「証券取引法の一部を改正する立法の立法勧告について」。

36) 小谷融 [2022] 118頁。

(4) 琉球政府1966年立法第26号「商法等の一部を改正する立法の施行に伴う関係法令の整理等に関する立法」

沖縄においては、1945年米海軍政府布告第1号「米国軍占領下ノ南西諸島及其近海居住民ニ告グ（権限の停止：いわゆるニミツツ布告）」第4条により、終戦時の日本法は、沖縄において改廃が行われるまではその効力を有するとされていた。沖縄における商取引に関しても、終戦時の日本の商法が適用されている³⁷⁾。しかし、本土では、重要な商法改正が昭和23（1948）年、25（1950）年、30（1955）年および37（1962）年に行われた。これにより、本土と沖縄の商法が著しく相違するようになる。それを解消するため、沖縄においても1966年に商法が改正された。その改正商法を受けての証券取引法の改正である。

イ. 本土における商法改正

[昭和23年改正]

戦後最初の改正として、昭和23（1948）年7月12日に法律第148号「商法の一部を改正する法律」が公布され、同日施行された。その主な内容は、株金の払込みを分割払込制度から全額払込制度へ改めたことである。

株式分割払込制度とは、株主が額面金額を一括して払い込まず、複数回に分けて払い込むことを認めたものだ。明治32（1899）年商法において「第1回払込ノ金額ハ株金ノ4分ノ1ヲ下ルコトヲ得ス」と規定されていた。この株式分割払込制度は株主が企業側からの要請に応じて分割して資本を払い込む制度であり、戦前のわが国において、不十分な資本蓄積の下での株式会社制度を支えるために採用された³⁸⁾。GHQは、この株式分割払込制度を財閥資本家による会社支配を可能にする手段であると考え、財閥解体策の一環として、この改正を指示したといわれている。

[昭和25年改正]

昭和25（1950）年5月10日に法律第167号「商法の一部を改正する法律」が公布され、昭和26（1951）年7月1日から施行された。昭和25（1950）年の商法改正は、外資導入に資するため、従前の大陸法に依拠していた株式会社法を英米法化することであった。その主な内容は次のとおり³⁹⁾。

第一は、会社の資金調達を便宜を図ること。会社の資金調達の便宜を図るために、授權資本制度の導入と無額面株式の発行が認められた。授權資本制度とは、株式会社の設立に、定款所定の資本総額にあたる株式の引受け（総額引受主義）を要求せず、定款所定の会社が発行する株式総数の範囲内で、設立後必要に応じて取締役会で発行を認める制度である。無額面株式とは、券面に額面額が記載されず、単にその株券が表章する株式数のみが記載されている株式をいう。このほか、法定準備金が資本準備金と利益準備金に区分され、株

37) 昭和13（1938）年4月4日法律第72号「商法中改正法律」、昭和13（1938）年4月5日法律第73号「商法中改正法律施行法」および昭和13（1938）年4月5日法律第74号「有限会社法」が公布され、昭和15（1940）年1月1日から施行されていた。

38) 野地もも・葛西洋平・三和裕美子 [2018] 99頁。

39) 秋坂朝則 [2006] 29頁～42頁。

式配当，準備金の資本組入れ，株式分割が導入された。

第二は，会社の機関設計を変更し，会社の運営方式の合理化を図ること。会社の機関の再編成とその権限の再配分により経営機構の合理化を図るため，株主総会の権限の縮小（法令，定款に定められた事項に限定），取締役会および代表取締役制度の法制化，監査役の権限縮小（取締役の業務執行全般の監査から会計監査権のみへ）等が行われている。

第三は，株主の地位の強化を図ること。株主総会の権限が縮小され，取締役の権限が強化されたことに伴い，株主総会の普通決議に定足数の導入，1株1議決権の絶対化，取締役競合取引認許要件の厳格化，総会招集請求権の要件緩和，違法行為差止請求権の導入，株主代表訴訟権の導入，株式の自由譲渡の絶対化，株主帳簿閲覧請求権などの株主の共益権が拡大された。

[昭和30年改正]

昭和30（1955）年6月30日に法律第28号「商法の一部を改正する法律」が公布され，翌日の7月1日から施行された。昭和25（1950）年改正において，新株引受権は法定とはせず定款の絶対的記載事項となった。しかし，規定が明確でなかったことから，昭和30（1955）年改正では新株引受権を定款の絶対的記載事項から除外し，取締役会の決議事項とした。

[昭和37年改正]

昭和37（1962）年4月20日に法律第82号「商法の一部を改正する法律」が公布され，昭和38（1963）年4月1日から施行された。この改正は，経済安定本部企業会計基準審議会昭和26（1951）年9月28日「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」，大蔵省企業会計審議会昭和35（1960）年6月22日「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」を受けてのものだ。この改正により，利益計算原理は財産的思考から損益法思考に転換される。具体的には次のとおり。

第一は，資産の評価基準を時価以下主義から取得原価主義に改正すること。時価以下主義には，資産の評価が恣意的なること，未実現利益の配当を可能にらしめること，資産の過小評価により秘密積立金を認めることになる等の欠点があった。

第二は，繰延資産として新たに開業準備費，試験研究費，開発費および社債発行費を追加すること。費用と収益を対応させ適正な期間損益を計算するため，将来の収益獲得に役立つ費用である繰延資産の範囲を拡張する。

第三は，新たに引当金を許容すること。期間損益を適正に計算ため，将来の支出または損失を見越した額を引当金として費用に計上する。

ロ．1964年立法第65号「商法の一部を改正する立法」

沖縄においても，1958年に琉球政府の法制審議会において，商法改正が審議された。琉球政府は，同審議会の答申に基づき，1959年第15回定例議会および1960年第16回定例議会に商法改正案を立法勧告している。しかし，いずれも審議未了となった。その原因は，経済界からの分割払込制度を廃止し，全額払込制度を導入することへの反対，また大規模株式会社を念頭においた本土の改正法は，中小企業で閉鎖的な株式会社が大半を占めている

沖縄には必ずしも適しないという理由から、時期尚早論が強く、改正が行われなかった⁴⁰⁾。そのときの立法勸告理由⁴¹⁾は次のとおり。ほぼその内容でその後の商法改正が行われることになる。少し長いが全文を引用する。

「琉球における現行商法は、明治32年に制定された法律第48号であります。日本においては、戦後数回に亘ってその改正がなされていますが、琉球においては、何等の改正もなく現在に至っており、社会の現実の状況にそぐわない点があるので法定通貨の切替え等と相まって、これらの点を改めて社会の現実の実情にマッチさせようとするもので改正の要点は次に述べるとおりであります。

従来大陸系に属していた旧商法なかんずく会社編について広く英米法の制度を採用し、主として資本、機関、株主の地位の三点につき根本的に改めた。即ち、

第一は、資本に関する制度の改正で、これは会社の資本調達を容易にすると同時に、企業の民主化を実施せんとすることが眼目である。旧法では株金の払込は分割払込主義をとっているが、これを全額一時払込主義の制度に改め、授權資本制度及び無額面株式の採用を中心とし、償還株式や株式配当の制度の採用、社債発行限度を拡張した。

第二は、株主総会の権限を縮小して、取締役の権限を集中し、それに関連して、会社業務の運営を合理化するために、取締役会制度を採用した。

第三は、株主の権利や地位に関する制度の改正で、これは株主の地位を強化しようとする内容で、株式の譲渡性の確保、少数株主権の要件の緩和、株主総会の決議要件の厳格化等のほか、株主の株式買取請求権、取締役の違法な執行行為の差止請求権、代表訴訟、会社解散の訴等の新しい制度を採用した。」

1963年に至って再び改正が問題となった。本土との商取引がいよいよ盛況となった時点で商法が異なることは取引上好ましくないこと、また、沖縄の実務家や学生にとって、沖縄で適用されていた終戦時における本土商法の法令集や六法全書、あるいはその解説書等の入手は不可能に近く、商法の実務に大きな問題となっていたことから⁴²⁾、1963年7月29日第23回定例議会に議員立法として再び「商法の一部改正する立法案」が発議された。しかし、継続審査となり、1964年7月21日第25回定例議会本会議において、先の立法案に形式的修正をほどこした「商法の一部改正する立法」が可決され、同年8月8日立法第65号「商法の一部改正する立法」として公布される⁴³⁾。施行は1966年7月1日とされた。この改正によって、商法は本土と一致することとなる。また、株金全額払込制度の実施に伴い生じた未払金の措置については、改正商法と同時に1964年立法第66号「商法の一部を改正する立法の施行法」が公布され、「改正商法施行の際、株金金額の払込みが完了していない株式に関しては、改正法施行後も旧法を適用する。ただし、これらの株式についても改

40) 烏袋鉄男 [1966] 2頁, 烏袋鉄男 [1975] 457頁。

41) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法可決案商法の一部を改正する立法案』(資料コード R00020655B) 「法務局長1960年4月7日法々第49号商法の一部を改正する立法案送付について」。

42) 高田源清 [1960] 75頁。

43) 烏袋鉄男 [1966] 2頁。

正法施行後2年以内に株金全額払込済みのものとするために、株金を払い込むか、または資本を減少する等必要な措置を講じなければならない」とする経過措置が定められた。

ハ. 商法改正に伴う証券取引法改正

この1964年立法第65号「商法の一部を改正する立法」が1966年7月1日に施行されるのにあたり、関連法を改正する1966年5月27日立法第26号「商法等の一部を改正する立法の施行に伴う関係法令の整理等に関する立法」が公布されている。同法第4条において、証券取引法に関し次の3点が改正された。同法の施行日も1964年立法第65号「商法の一部を改正する立法」と同様1966年7月1日である。

第一は、1957年証券取引法第4条第1項中等の「売出券面の総額」を「売出券面額（当該有価証券のうち無額面株式があるときは、当該株式については、その発行価格）の総額」に改めること。1964年立法第65号「商法の一部を改正する立法」において、沖縄においても無額面株式制度が導入されたことによる。

第二は、同法第24条第2項第3号中等の「資本金額」を「資本の額」に改めること。これも1964年立法第65号「商法の一部を改正する立法」に伴う改正である。

第三は、同法第21条第1項中等の「内政局」を「通商産業局」に改めること。これは商法改正に関係するものではなく、行政組織法改正に関連するものである。

1961年7月31日立法第100号「琉球政府行政組織法」において、行政事務部局は内務局、計画局、法務局、経済局、建設運輸局、厚生局、労働局、文教局、警察局の9局が置かれ（第2条第2項）、内務局の外局として金融検査部が置かれた（第2条第3項、別表第1）⁴⁴⁾。このとき、1957年証券取引法第21条第1項中等の「内政局」を内務局の外局である「金融検査部」に改めなければならなかったが、その改正は行われていない。

その後、1965年7月27日立法第65号「琉球政府行政組織法の一部を改正する立法」において、行政事務部局は総務局、企画局、主税局、法務局、農林局、通商産業局、建設局、厚生局、労働局、文教局、警察局の11局が置かれ（第2条第2項）、通商産業局の外局として「金融検査庁」が置かれた（第2条第3項、別表第1）⁴⁵⁾。この改正を受けて、1957年証券取引法第21条第1項中等の「内政局」は「内務局」を飛ばして「通商産業局」に改めている。しかし、ここでの改正は、「内政局」から通商産業局の外局である「金融検査庁」にすべきであった。この間違いに気づいての訂正が次の(5)琉球政府1966年立法第100号「琉球政府行政組織法の一部を改正する立法施行に伴う関係立法の整理に関する立法」においてなされている。

なお、1964年立法第65号「商法の一部を改正する立法」が1966（昭和41）年7月1日に施行されるにあたり、財務諸表等規則を全面的に改正する1965年8月13日規則第102号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の全部を改正する規則」⁴⁶⁾が公布され

44) 小谷融 [2023] 62頁。

45) 小谷融 [2023] 69頁。

46) それに先立ち、本土では、昭和37（1962）年法律第82号「商法の一部を改正する法律」を受けて、財務諸表等規則を全面改正した昭和38（1963）年11月27日大蔵省令第59号「財務諸表等の用語、様

ている。

(5) 琉球政府1966年立法第100号「琉球政府行政組織法の一部を改正する立法施行に伴う関係立法の整理に関する立法」

琉球政府は、1966年8月1日に立法第100号「琉球政府行政組織法の一部を改正する立法施行に伴う関係立法の整理に関する立法」を公布した。この立法は、1965年立法第65号「琉球政府行政組織法の一部を改正する立法」の施行に伴う関係立法の整理を目的としたものだ。同法第23条において、1957年証券取引法第21条第1項中等の「内政局」を「金融検査庁」に改めている。

しかし、前述の(4)ハ第三のとおり、1966年立法第26号「商法等の一部を改正する立法の施行に伴う関係法令の整理等に関する立法」において、1957年証券取引法第21条第1項中等の「内政局」は「通商産業局」に改正されているので、この改正は間違いだ。正しくは、「内政局」ではなく「通商産業局」を「金融検査庁」に改めるとすべきであった。

(6) 先送りとなった証券業の免許制

本土では、昭和40(1965)年5月28日法律第90号「証券取引法の一部を改正する法律」において、証券会社は登録制から免許制に移行していた。琉球政府金融検査庁としては、本土復帰前に免許制を導入して本土の証券会社との格差を是正することが必要となる。琉球政府行政主席は1969年5月1日、立法院議長あて「証券業の免許制と証券外務員の登録制」を主旨とする「証券取引法の一部を改正する立法」を1970年立法院第40回議会定例に立法勧告した。立法勧告理由は、「証券業の公共性及び最近における有価証券取引の実務にかんがみ、証券業者の社会的地位の向上及び投資者保護に資するため、証券業を免許制とするとともに、証券外務員につき登録制を採用することとし、併せて所要の改正を行う」とのことであった⁴⁷⁾。主な改正事項は次のとおり。

- ① 「証券業者」を「証券会社」に改める。
- ② 証券業は、行政主席の免許を受けた株式会社でなければ、これを営むことができない。
- ③ 証券会社は、証券外務員の氏名、生年月日その他の事項を金融検査庁に備える外務員登録原簿に登録を受けなければならない。

これを受け、立法院議長は翌5月2日、内政委員会委員長に立法院法第43条の3の規定に基づき「証券取引法の一部を改正する立法」を同委員会に付託した。しかし、会期最終日までに結論は出ず、審査未了として処理され、改正は行われなかった。審査未了となったのは、当時の証券会社の財務・営業体制が想定される免許要件に達していなかったことが内政委員会において考慮されたものと推察される。

式及び作成方法に関する規則の全部を改正する規則」が公布されている。

47) 沖縄県公文書館所蔵資料『未発議立法勧告書第40回議会定例1969年』(資料コード R00156432B)「証券取引法の一部を改正する立法の内政委員会への付託」。

この結果、沖縄では、証券業者は登録制、証券外務員は届出制のまま本土復帰を迎えることになる。これを救済するための経過措置が昭和47（1972）年5月1日政令第150号「沖縄復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置に関する政令」第40条（証券業者についての経過措置）において、次のように定められた⁴⁸⁾。

第一は、証券会社の営業については、登録制から免許制への移行に復帰後2年間の経過期間を置き、その間、復帰前に琉球政府から登録を受けていた証券業者は免許を受けることなしに証券業を営むことができることとする。登録制から免許制への移行期間が2年間とされたのは、本土証券取引法において、登録制から免許制へ移行した昭和40（1965）年法律第90号「証券取引法の一部を改正する法律」の附則の例に準拠したものである。

第二は、有価証券外務員については、届出制から登録制への移行に復帰後6ヶ月間の経過措置を置き、その間に登録を行うものとされた。この経過措置の期間も前述第一と同様である。

5. 琉球政府「公認会計士法」の変遷

琉球政府の1957年立法第110号「公認会計士法」は、本土の昭和23年公認会計士法をモデルに策定されたものである。したがって、沖縄と本土の公認会計士法の法体系および条文の内容は、ほぼ一致したものとなっている。当時、本土の公認会計士の多くは税理士業務を兼業していたが、沖縄の公認会計士は人数が少なく多数の被監査会社があったことから監査業務専業が多かった。1957年立法第110号「公認会計士法」の概要とその後の改正状況をみていく。

(1) 琉球政府1957年立法第110号「公認会計士法」

琉球政府内政局理財課は、「証券取引法案」と同様に、「証券取引及び企業会計に関する立法案」を「証券取引法案」と「公認会計士法案」とに区分した「公認会計士法案」について、1957年7月11日に米国民政府と事前調整は始めた⁴⁹⁾。米国民政府は翌日の12日、HCRI-E&F 010・9「The Certified Public Accountant Bill」において、公認会計士法案を立法院に提出することに異議はない旨の回答を行っている。これを受けて、行政主席は同年7月16日、立法院議長に対して公認会計士法の立法勧告を行った。立法勧告理由は、「企業の健全育成の意味から企業の合理化、課税の公正化、産業金融の適正化及び証券投資の民主化の解決を促進するためには、企業会計制度の改善を行うとともに、公認会計士制度を確立する必要がある」となっている⁵⁰⁾。この立法勧告理由は、前述の「証券取引及び企

48) 小谷融 [2022] 120頁。

49) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1957年5』（資料コード R00000927B）「立法案第118号 公認会計士法の署名及び公布について 11. JUL. 1957 HCRI-E&F 010・9 The Certified Public Accountant Bill」。

50) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1957年5』（資料コード R00000927B）「立法案第118号 公認会計士法の署名および公布について」。

業会計に関する立法案」の後段の後に「公認会計士制度を確立する必要がある」を付け加えたものだ。その後、立法院本会議での議決を経て、1957年12月13日に立法第110号「公認会計士法」（以下、「1957年公認会計士法」という。）が公布された⁵¹⁾。その概要を「証券取引及び企業会計に関する立法案」および本土の昭和23年公認会計士法と比較しながらみていく。

① 弁護士、税理士等の職業専門資格士がそれぞれの資格、業務を定めている各法律の冒頭に、使命、職責、任務等の明確な規定を有しているにも関わらず、本土の公認会計士法、それをモデルとした沖縄の公認会計士法ともにそのような規定を欠いていた。本土では、平成15（2003）年6月6日法律第67号「公認会計士法の一部を改正する法律」において、公認会計士法が職業専門家としての公認会計士に関する基本的かつ具体的な規範であることを踏まえ、公認会計士の使命（平成15年改正法第1条）と職責（平成15年改正法第1条の2）を法律上明確に位置付けた⁵²⁾。

② 公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査または証明することを業とする（第2条第1項）。

③ 公認会計士の試験は、次の3次の試験を行い、第三次試験に合格した者は、公認会計士となる資格を有する（第5条）。

第一次試験：第二次試験を受けるのに相当な一般学力を有するかどうかを判定することをもってその目的とし、国語、数学および論文について、これを行う（第6条）。

第二次試験：会計士補となるに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをもってその目的とし、会計学、経営学、経済学ならびに商法について、これを行う（第8条第1項⁵³⁾）。

第三次試験：公認会計士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをもってその目的とし、財務に関する監査、分析その他の実務について、これを行う（第10条）。

④ 公認会計士試験は公認会計士審査会が行う（第15条）。公認会計士となる資格を有する者が公認会計士となるには、公認会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所その他行政主席が規則⁵⁴⁾で定める事項の登録を受けなければならない（第20条）。

⑤ 会計士補となる資格を有する者が会計士補となるには、会計士補名簿に、氏名、生年月日、事務所その他行政主席が規則で定める事項の登録を受けなければならない

51) 1957年公認会計士法の施行に伴い、1958年7月25日規則第42号「公認会計士法施行規則」、1958年7月25日規則第43号「公認会計士等登録規則」、1959年6月5日規則第66号「公認会計士試験規則」、1959年6月5日規則第67号「会計士補等実務補習規則」、1959年6月5日規則第68号「会計士補等の実務補助等に関する規則」の諸規則が公布・施行されている。これらも公認会計士法と同様に本土のそれぞれの規則をモデルとしたもの。

52) 羽藤秀雄 [2004] 23頁～24頁。

53) 本土法は、昭和24年3月31日法律第22号「公認会計士法の一部を改正する法律」において、第二次試験の試験科目が整理された。これに準じた規定となっている。

54) 1958年7月25日規則第43号「公認会計士等登録規則」第2条。

(第20条)。会計士補は、他人の求めに応じ報酬を得て、会計士補の名称を用いて、業として財務書類を調整し、財務に関する調査もしくは立案をし、または財務に関する相談に応ずることができる(第3条)。

- ⑥ 証券取引法第91条の規定による公認会計士による監査証明は、証券取引法公布の日(1957年12月13日)から1年を経過した日から施行する(1957年証券取引法附則第1項ただし書き)。

この附則は、1957年公認会計士法の施行当初において、公認会計士試験の正規の試験だけでは証券取引法に基づく監査の担い手である公認会計士を欠き、監査制度の円滑な実施が困難であったことによる。これへの対応として、正規試験とは別に特例試験が設けられた。特例試験は、本土と異なり次のとおり、第三次試験受験資格検定のみである。本土の特別公認会計士試験および公認会計士特例試験に相当するものは実施されていない。

行政主席は、1958年1月1日から3年以内に限り、第三次試験の受験資格についての検定を行なうとされた。合格者は第三次試験を受けることができる。この検定を受けることのできる者は、1957年12月31日までに次の職の一または二以上においてその職にあった年数が通算して3年以上の者である(第56条)。立法案審査時にこの要件に該当する者は38名程度いた⁵⁵⁾。

- a. 計理士
- b. 琉球大学、学校教育法による大学等における商学に関する教授等
- c. 金融機関において貸付けその他資金運用または会計に関する事務を担当する職にある課長以上の者
- d. 資本金500万円以上の会社または特別の立法により設立された法人において会計に関する職にある課長以上の者(当時有価証券報告書の提出義務者の資本金が500万円超であった。この金額と平仄をとったもの)

この第三次試験受験資格検定とは別に、1960年12月31日までに前述a~dの職にあった年数を通算して14年以上となった者に対しては、検定が免除され、第三次試験を受けることができた(第61条)。立法案審査時にこの要件に該当する者は40名程度いた。

- ⑦ 計理士法(昭和28年法律第31号)は、これを廃止する(第62条)。本土の昭和23年公認会計士法に倣ったものである⁵⁶⁾。沖縄における経過措置として、計理士法廃止の

55) 1957年9月25日第10回議會(定例)琉球立法院會議録第40号 内政委員会宮城寛雄委員長発言 琉球政府公報号外1958年3月25日13頁。

56) 本土における計理士法は、昭和23(1948)年法律第103号「公認会計士法」により廃止された。経過措置として、計理士は計理士の名称を用いて財務書類の監査証明業務については昭和24(1949)年3月31日までの間、監査証明業務以外の業務については昭和26(1951)年7月31日までの間、行なうことができるとされた。前者の監査証明業務については、昭和24(1949)年法律第22号「公認会計士法の一部を改正する法律」により昭和24(1949)年9月30日まで、さらに昭和24(1949)年法律第119号「同」により昭和25(1950)年3月31日まで延長されている。また後者の監査証明業

際、計理士である者は、「1958年6月30日までに、内政局に備える計理士名簿に登録を受けたときは、計理士の名称を用いて旧計理士法第1条に規定する業務を1962年12月31日までの間、営むことができる」とされた（第64条）。計理士法第1条の業務とは、会計に関する検査、調査、鑑定、証明、計算、整理または立案を行なうことである。

1957年公認会計士法が公布されたときには、沖縄法と本土法に大きな違いはなかった。ただ、本土では、昭和41（1966）年法律第85号「公認会計士法の一部を改正する法律」により、監査法人制度が創設され、日本公認会計士協会が特殊法人化された。しかし、沖縄では公認会計士の数が少ないこともあり、これに相当する法改正は行なわれていない⁵⁷⁾。

（2）琉球政府1959年立法第32号「公認会計士法の一部を改正する立法」

前述4（2）琉球政府1959年立法第167号「証券取引法の一部を改正する立法」と同様の改正である。第5次法定通貨変更についての1958年高等弁務官布令第14号「通貨」の公布を受け、琉球政府行政主席は1959年3月4日、立法院議長に対して公認会計士法の一部を改正する立法勧告を行った⁵⁸⁾。その立法勧告理由は、「①通貨交換により、金額の表示をすべてドル額の表示に改めたい。②従来資本金500万円以上の会社で会計事務を3年以上取扱っていた者は検定試験の受験資格があるが5万ドルにした場合、有資格者が失格することになるので資本金4万ドル以上の会社に改めたい」となっている。その後、立法院本会議において改正案にあった立法勧告理由②の第56条第2項第4号中の「500万円」を「4万ドル」への改正は削除されている。そもそもこの特例に該当する者は、1957年12月31日までに3年以上の職務経験が必要であった。すなわち勤務経験はB円当時の資本金500万円以上会社でということになる。したがって、改正の必要はなかった。改正案の誤りである。

残りの立法勧告理由①に該当するものの改正が1959年4月24日に立法第32号「公認会計士法の一部を改正する立法」として公布された。公認会計士試験や検定の受験手数料（第13条、第56条第4項）、罰金や過料（第49条、第51条～53条、第64条）の金額が円からドル表示に改められている。

務以外については、昭和24（1949）年法律第22号「同」により昭和33（1958）年7月31日まで延長された。最終的には、昭和42（1967）年4月1日をもって計理士制度を全廃するための措置の一環、すなわち計理士の既得権に対する救済措置として、昭和39（1964）年法律第123号「公認会計士特例試験等に関する法律」により、公認会計士特例試験が昭和39（1964）年から41（1966）年までの間に5回にわたり実施された。この特例措置の終了とともに昭和42（1967）年3月31日限りで、計理士制度は廃止される。

57) 小谷融 [2022] 61頁。

58) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類 1959年2』（資料コード R00000909B）「立法案第9号 公認会計士法の一部を改正する立法の署名及び公布について」。

(3) 琉球政府1960年立法第75号「公認会計士法の一部を改正する立法」

琉球政府行政主席は1960年5月13日、立法院議長に対して公認会計士法の一部を改正する立法勧告を行った⁵⁹⁾。その立法勧告理由は、「現行規定では、日本において第二次試験及び第三次試験の合格者については、この立法施行地域内においても当該試験に合格したものとみなす規定があるが、第一次試験及び検定試験の合格者についても同一の取扱をするように改正し、更に実務補習、業務補習並びに実務従事についても同様に取扱うように改正したい」となっている。その後、立法院本会議での議決を経て、1960年7月26日に立法第75号「公認会計士法の一部を改正する立法」が公布された。その概要は次のとおり。

- ① 1959年6月2日規則第66号「公認会計士試験規則」第5条において、「日本において公認会計士試験第一次試験、第二次試験、検定試験及び第三次試験に合格した者は、この試験規則による各当該試験に合格した者とみなす」とされているが、この規則の内容を本法にも規定する（第7条第4号、第11条第1号第2号、第12条第2項、第61条第2項）。
- ② 日本の公認会計士法による実務補習を受けた者は、沖縄における実務補習を受けた者とみなす（第12条第2項）。
- ③ 1958年1月10日立法第3号「学校教育法」が公布されたことを受け、沖縄の大学についても、琉球大学、本土の昭和22（1947）年法律第26号「学校教育法」に定める大学と同様に取扱う条文整備がなされた（第7条第1号第2号、第9条第1号第2号第3号、第56条第2項第2号）。
- ④ 第三次試験の受験要件に実務補習1年、実務従事2年が必要であったが、その特例として、実務補習または実務従事が通算して3年を超える者についても第三次試験の受験を認める（附則第2項）。実務補習は指導公認会計士事務所または実務補習機関で行われるとされていたが⁶⁰⁾、当時、指導公認会計士、実務補習機関ともに認定されていなかった。このような現状からみて、速やかに公認会計士を育成するために実務補習を不要にしたものだ⁶¹⁾。ちなみに最初の指導公認会計士は1962年10月16日、長田義丸公認会計士が認定されている⁶²⁾。

(4) 琉球政府1961年立法第109号「公認会計士法の一部を改正する立法」

1961年当時、1957年証券取引法に基づき監査を受けなければならない会社が49社、1961年高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」に基づき公認会計士の監査を受

59) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類 1960年4』（資料コード R00000894B）「立法案第69号 公認会計法の一部を改正する立法の署名及び公布について」。

60) 1959年6月5日規則第67号「会計士補等実務補習規則」第1条。

61) 琉球立法院1960年6月28日第16回議会（定例）立法院会議録第21号6頁 内政委員会平良幸市委員長説明。

62) 沖縄県公文書館所蔵資料『公認会計士に関する書類1962年』（資料コード 0000033031）「1962年10月16日金理第771号指導公認会計士の指定について」。

けなければならない銀行が8行あった。しかし、公認会計士が1人（長田義丸）という状況である。

このような状況を踏まえ、琉球政府行政主席は1961年6月3日、立法院議長に対して第三次試験受験資格検定等の延長を目的とした公認会計士法の一部を改正する立法勧告を行った⁶³⁾。その立法勧告理由は、「①公認会計士法第56条で1958年から3年間に限り施行するように規定され、1960年で3年を経過してもなお、受験希望者があるので更に3年間延長したい。②検定の受験資格の基準日が1957年12月31日となっているが多くの受験者を得るためにこれを改正案のように改正したい」となっている。分かりづらいが、公認会計士第三次試験受験者を増やすため、公認会計士法第56条において1958年1月1日から3年以内に限り認められていた第三次試験受験資格検定を3年間延長する、検定受験資格の職歴等の年数の基準日を1957年12月31日から1960年12月31日とする、検定が免除される者の職歴等の年数の基準日を1960年12月31日から1963年12月31日とするというものである。その後、立法院本会議での議決を経て、1961年8月18日に立法第109号「公認会計士法の一部を改正する立法」が公布された。その概要は次のとおり。

立法勧告理由による事項については、公認会計士の受験者を増やすため、第三次試験受験資格検定を3年間延長し1963年まで行う⁶⁴⁾、検定受験資格の基準日を1960年12月31日とする（第56条第1項第2項）、検定免除者資格の基準日を1963年12月31日とする（第61条第1項）改正が行われている。

また、立法勧告理由にある事項以外に計理士に関する経過措置の改正がなされている⁶⁵⁾。1957年公認会計士法において、計理士の経過措置として、前述5(1)⑦のとおり、計理士法廃止の際、計理士である者は、「1958年6月30日までに、内政局に備える計理士名簿に登録を受けたときは、計理士の名称を用いて旧計理士法第1条に規定する業務を1962年12月31日までの間、営むことができる」とされていた（第64条）。しかし、計理士の登録

63) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類 1961年』（資料コードR00000888B）「立法案第79号 公認会計法の一部を改正する立法の署名及び公布について」。

64) 第三次試験受験資格検定の状況は、1960年受験者3人うち合格者1人、1962年受験者6人うち合格者2人、1963年受験者3人うち合格者0人、合計受験者12人うち合格者3人であった。検定合格者3人のうち第3次試験合格者は1人である（日本公認会計士協会25年史編さん委員会編 [1975b] 916頁）。

65) 内政局理財課は1961年3月15日、米国民政府と計理士の経過措置を含めた改正内容で事前調整を行った。米国民政府は同年5月1日、計理士の経過措置の改正は琉球における公認会計士の水準を改善するあるいは高めることにならないとして拒否。行政主席は同年6月3日、計理士の経過措置を除いたものを立法院議長に対し立法勧告することとなる。しかし、立法院では、立法案を修正して計理士の経過措置を含めて可決する。内政局理財課は同年7月7日、可決された立法について米国民政府との事後調整を行う。米国民政府は同年7月19日、計理士の経過措置に改正については不満ではあるが立法の署名公布に異議はないと回答する。この改正は、琉球政府の手続きミスが原因であることから、米国民政府も最終的に大人の対応をとったのであろう（沖縄県公文書館所蔵資料『布令規則立法院議決書類綴1961年』（資料コード0000032809）「公認会計士法の一部を改正する立法案について 民政官あて」「公認会計士法の一部を改正する立法案について」）。

規定を規則で定めるように法で委任していたが、関係当局の規則制定が遅れ計理士名簿に登録することができなかった。この手続きミスによる計理士の救済措置として、前述の「1958年6月30日」を「1961年12月31日」に改め、「1962年12月31日まで」を削除している（第64条第1項第2項）。これにより、沖縄では本土復帰まで、計理士は計理士の名称を用いて計理士業務を行なうことができた。このため、本土復帰に際してこれらの計理士に対し、昭和47（1972）年政令第150号「沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」において、「沖縄の計理士については、昭和49（1974）年12月31日までの間、沖縄県内において計理士業務を営むことを認めると共に、その間、公認会計士特別試験に準じた特別の試験を5回以内行う」こととされた。

（5）琉球政府1965年立法第1号「公認会計士法の一部を改正する立法」

沖縄での公認会計士試験は1959年度から実施された。1959年度の第三次試験および第三次試験受験資格検定は沖縄独自に実施したものであるが、試験問題および採点は本土の試験委員に依頼している。それ以外の試験は、本土の試験と日時、試験委員、問題および採点基準等はすべて同一のものであり、合否の決定のみ沖縄の公認会計士審査会が担当していた⁶⁶⁾。

本土の昭和39（1964）年6月30日法律第123号「公認会計士特例試験等に関する法律」⁶⁷⁾の附則第2条において、公認会計士第三次試験に口述試験を新設し、試験科目に論文が追加された。これを受け、琉球政府行政主席は1965年2月1日、立法院議長に対して公認会計士法の一部を改正する立法勧告を行った⁶⁸⁾。その立法勧告理由は、「①公認会計士試験制度は日本と同一問題同一制度で実施しているが、日本における今回の法改正に伴って、琉球においても同様の改正を行いたい。②改正の趣旨は第三次試験の筆記試験科目に論文を追加し更に試験方法として筆記試験の他に口述試験を追加したものである」となっている。その後、立法院本会議での議決を経て、1965年3月16日に立法第1号「公認会計士法の一部を改正する立法」が公布された。立法勧告理由どおり、第10条（第三次試験）に口述試験を新設するとともに試験科目に論文を追加している。

（6）琉球政府1966年立法第100号「琉球政府行政組織法の一部を改正する立法施行に伴う関係立法の整理に関する立法」

前述4（5）のとおり、琉球政府は1966年8月1日、1965年立法第65号「琉球政府行政組織法の一部を改正する立法」の施行に伴う関係立法の整理を目的とした1966年立法第100号「琉球政府行政組織法の一部を改正する立法施行に伴う関係立法の整理に関する立

66) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 116頁。

67) 本法は、計理士制度を廃止することを前提とした公認会計士試験の実施および専業計理士等に対して税理士資格を付与することを内容としたもの（大蔵省証券局年報編集委員会編 [1966] 230頁）。

68) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法勧告に関する書類1965年1』（資料コード R00000850B）「立法案第6号公認会計士法の一部を改正する立法の署名及び公布について」。

法」を公布した。同法第22条において、公認会計士法第19条第1項中等の「内政局」を「金融検査庁」に改めている。

(7) 本土復帰に伴う公認会計士等の資格の一体化

沖縄において1967年11月15日、米国民政府高等弁務官に対する諮問機関として日米琉諮問委員会が設置された⁶⁹⁾。同委員会は1968年6月5日、日琉両政府に対する「資格免許の一体化促進措置に関する勧告」と題する報告書を高等弁務官に提出して同意を得たうえ、日琉両政府にこれを伝達した。

この勧告を受け、日本政府は昭和44（1969）年6月21日、法律第47号「沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法」等⁷⁰⁾を、6月23日には同法第33条に基づく大蔵省令第38号「沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の施行に伴う公認会計士及び税理士の特例に関する省令」⁷¹⁾を公布し、それぞれ同年6月23日から施行されている。

この暫定措置法制定の趣旨は、沖縄が本土に復帰するまでの間における暫定措置として、沖縄と本土との一体化に資するため、沖縄においても本土の免許資格に関する試験を行なうとともに、沖縄の免許取得者に対して、本土の免許資格を付与すること等に関し必要な措置を定めたものである⁷²⁾。公認会計士試験および公認会計士資格の一体化もこれに含まれている。公認会計士に関しては、次のことが定められていた。

- ① 沖縄においても免許資格に関する試験を行うこと。昭和46（1971）年第2回目の第三次試験から沖縄においても実施されることとなった。
- ② 沖縄と本土の受験資格を一体化すること。沖縄の学校教育に関する法令の規定による大学を本土の大学とみなすことにより、沖縄の大学においても本土の第二次試験の受験資格を得ることとなった。
- ③ 沖縄の公認会計士法の規定による公認会計士試験第一次、第二次、第三次に合格した者は、本土の公認会計士法に対応する試験に合格したものとみなすこと。
- ④ 実務補習・従事等の期間については、沖縄におけるこれらの期間を公認会計士法におけるそれとみなすこと。

一方、沖縄においても、日米琉諮問委員会の勧告内容を実現するため、1969年9月13日立法第148号「沖縄における本土の免許試験及び免許資格の特例に関する法令の実施に伴い琉球政府が行なうべき事務及び免許資格の特例措置に関する立法」が公布され⁷³⁾、同年

69) 設立経緯等については、小谷融 [2022] 69頁～71頁を参照されたい。

70) 同日に同法の施行期日を定める政令第170号「沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の施行期日を定める政令」、同法施行のための細則を定める政令第171号「沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法施行令」が公布されている。

71) 各免許資格を管轄する省庁等から同様の規則等が制定されている。

72) 大蔵省証券局年報編集委員会編 [1970] 264頁。

73) 同法に続き、同年10月28日には同立法の施行期日を定める規則第147号「沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する法令の実施に伴い琉球政府が行なうべき事務及び免許資格の特例措置に

11月11日から施行されている。この立法等には次のことが定められていた。

- ① 沖縄において本土の免許資格に関する試験検定の全部または一部が行われる場合は、沖縄の免許資格に関する規定に関わらず、同種の試験または検定を行わないことができること。
- ② 本土の免許資格試験が沖縄で実施される場合は、公報、受験資格等の確認、試験会場の斡旋等その実施に関し協力すること。
- ③ 本土の資格者が沖縄で登録をした場合、本土政府へ通知すること。

なお、本土復帰にあたり、沖縄の公認会計士試験および公認会計士資格の経過措置・特別措置は、昭和47（1972）年政令第150号「沖縄復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置に関する政令」第7章公認会計士法関係等において、前述の暫定措置法の一体化措置を引き継ぐ規定を中心に措置されている。主要点は次のとおり⁷⁴⁾。

- ① 沖縄の公認会計士法の規定による公認会計士試験に合格した者は、本土の公認会計士法に対応する試験に合格した者とみなす。
- ② 実務補習・従事等の期間については、沖縄におけるこれらの期間を公認会計士法によるそれとみなす。
- ③ 復帰の際、沖縄の公認会計士法の規定により公認会計士の登録を受けている者については、日本公認会計士協会が職権で登録を行なうものとする。
- ④ 沖縄の計理士については、本土における計理士制度廃止の際にとられた措置に準じて、昭和49年12月31日までの間、沖縄県内において計理士業務を営むことを認めるとともに、その間、公認会計士特別試験に準じた特別の試験を5回以内行なう。

(8) 琉球政府1970年立法第29号「税理士法の一部を改正する立法」

沖縄における税理士法は1964年8月10日、立法第89号「税理士法」として公布された。その際、同法附則第2項において税務代理士法が廃止されている。そのとき同時に、同法附則で公認会計士法第4条第7項中の「税務代理士法（昭和17年法律第46号）」を削除すべきであった⁷⁵⁾。その削除を、1970年5月23日立法第29号「税理士法の一部を改正する立法」の附則第20項において行っている。

なお、この税理士法改正勸告理由は、「①税理士の職責に照らし、税理士の業務の執行をより適正に行わせるため、現行の民法法人である税理士会を特別法人に改める必要がある。②税理士の資格の本土との一体化を図るため、資格要件を本土並みに改め、本土法により認められた資格は、沖縄においても認める措置を講じ、その他特別税理士試験の制度

関する立法の施行期日を定める規則」および同立法施行のための細目を定める規則第148号「沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する法令の実施に伴い琉球政府が行なうべき事務及び免許資格の特例措置に関する立法施行規則」が公布されている。

74) 大蔵省証券局年報編集委員会編 [1972] 101頁～102頁。

75) 本土の公認会計士法では、この改正を昭和36（1961）年6月15日法律第137号「税理士法の一部を改正する法律」において行われている。

を創設する必要がある。③その他条文の整備を図る必要がある」となっている⁷⁶⁾。特別税理士試験制度の創設とは、計理士救済策の一つとして、計理士の業務に従事した期間が10年以上になる者には特別税理士試験を行うこととしたものだ。税理士法原始附則に第28項から34項が追加されている。

引用・参考文献

- 秋坂朝則 [2006]『商法改正の変遷とその要点-新訂版-』一橋出版。
- 大蔵省証券局年報編集委員会編 [1963]『第1回 大蔵省証券局年報 昭和38年版』金融財政事情研究会。
- 大蔵省証券局年報編集委員会編 [1965]『第3回 大蔵省証券局年報 昭和40年版』金融財政事情研究会。
- 大蔵省証券局年報編集委員会編 [1970]『第8回 大蔵省証券局年報 昭和45年版』金融財政事情研究会。
- 大蔵省証券局年報編集委員会編 [1972]『第10回 大蔵省証券局年報 昭和47年版』金融財政事情研究会。
- 小野百合子 [2020]「琉球政府文書 立法勧告及び署名手続に関する書類について」沖縄県公文書館研究紀要 第21号 13頁～22頁。
- 神崎克郎・志谷匡史・川口恭弘 [2006]『証券取引法』青林書院新社。
- 小谷融 [2022]『琉球政府時代の証券史』中央経済社。
- 小谷融 [2023]「沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書Ⅰ～琉球政府金融検査庁の変遷～」大阪経大論集第74巻第3号 47頁～73頁。
- 島袋鉄男 [1966]「改正商法について」琉球銀行調査部 琉銀ニュース 第88号 1頁～24頁。
- 島袋鉄男 [1975]「経済法制の変遷(2)」宮里政玄編『戦後沖縄の政治と法』東京大学出版会 429頁～467頁。
- 高田源清 [1960]「沖縄産業法の構造と実体」『法律時報』第32巻 第5号 74頁～81頁。
- 豊見山和美 [2011]「資料紹介：琉球政府立法院の発足」沖縄県公文書館研究紀要 第13号 1頁～8頁。
- 日本公認会計士協会25年史編さん委員会編 [1975a]『公認会計士制度二十五年史 正編』日本公認会計士協会。
- 日本公認会計士協会25年史編さん委員会編 [1975b]『公認会計士制度二十五年史 別巻』日本公認会計士協会。
- 日本証券経済研究所 [1985]『日本証券史資料 戦後編第5巻』日本証券経済研究所。
- 野地もも・葛西洋平・三和裕美子 [2018]「わが国における戦前の株式分割制度の実態について」明大商學論叢 100(3) 99頁～113頁。
- 羽柴忠雄 [1956]「正規の監査実施にいたる経緯」『企業会計』10月号 47頁～48頁。
- 羽藤秀雄 [2004]『改正公認会計士法』同文館出版。
- 吉田晴二 [1978]「証券取引法の制定」有沢広巳監修『証券百年史』日本経済新聞社 207頁～210

76) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法案 第40回議定会例1969年4 継続審査案件』(資料コード R00158524 B)「税理士法の一部を改正する立法の内政委員会への付託」。

頁。

琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970]『金融年報（昭和45年創刊号）』琉球政府。
琉球政府立法院事務局編 [1969]「立法院のしおり」琉球政府。